

# BDスプリント・マネジメント・グロース 受講規約

## 第1章 総則

(BDスプリント・マネジメント・グロースとは・受講規約の適用)

### 第1条

- (1) 「BDスプリント・マネジメント・グロース」(以下、「BMG」といいます。)とは、株式会社BDスプリントパートナーズ(以下、「BDSP」といいます。)が運営する人材育成のための学習プログラム(以下、「本プログラム」といいます。)およびその運営用ウェブサイト(以下、「本サイト」といいます。)からなる学習プログラム提供サービスです。
- (2) BDSPは、受講生との間に本規約を定めることにより、BMGの運営を行います。また、BDSPが随時必要に応じて発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。各種プログラムの受講生ら(第3条に定義)との関係に適用し、受講料、その他BDSP所定の利用料等、プログラムの申込手続及び受講生らの権利義務等、BMGの運営方法の基本的事項を定めるものです。ご利用の申込み前に必ずお読みください。

(受講規約の変更)

第2条 BDSPは、円滑な運営のために必要と判断した場合には、受講生らの事前の承諾を得ることなく、法令の許容する範囲内で本規約を変更する場合があります。変更後の規約については、BMGのサイト上への掲載、各種コミュニティへの投稿、電子メール、書面、その他BDSPが適切と判断する方法により通知するものとし、当該通知に記載した効力発生日から、その効力を生じます。

(用語の定義)

第3条 本規約において使われる用語については、次の各号に定義します。

- (1) 「受講生」とは、BMGの目的に賛同して本プログラムの申込みをし、BDSP所定の受講料を納入した団体、及びBMGを受講する個人をいいます。
- (2) 「書面」とは、BDSPが指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含む。)を指します。また、受講申込時に登録している電子メールアドレスからの発信によるBMG事務局への通知、連絡も書面と認められます。

## 第2章 受講申込等

(受講申込等)

第4条 BMGのプログラムの受講申込みをする方は、BDSP所定の申込フォームに必要事項を記載して、BMG事務局に提出することとします。受講のための料金は、各プログラムの案内ページに記載の通りとなります。BDSPは、受講申込みがあった場合、受領の確認を申込者に通知することとします。

(受講の不承認等)

第5条 BDSPは、本プログラムの受講希望者から第4条の申込があったとき、次の各号に該当する場合、受講申込みを承認しないことがあります。判断の理由についてのお問合せや、判断の結果についての異議は受け付けいたしかねますので、予めご了承ください。

- (1) BMGの趣旨に賛同していないこと
- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反したことを理由として除名または退会処分を受けたことがあること
- (3) 第4条の受講申込フォームの記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
- (5) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。)である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運

営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている  
ると当社が判断した場合

(6) その他、前各号に準ずる場合で、BDSPが受講申込を適当でない判断した場合

(受講料)

第6条 受講のための料金は、本プログラムの案内ページに記載の通りとなります。

受講生は第4条により受講申込みの受領通知を受けた後、BDSP所定の方法にてBDSP所定の期日までに受講料を納入する必要があります。

一度納付された受講料は、返還しないものとします。

### 第3章 受講生の権利義務

(受講生の権利)

第7条 受講生は次の権利を有します。

- (1) BMGの会場、もしくは、オンライン上のプログラムを受講することができます。
- (2) BMGのWebサイト等を通じて、イベントの告知サービスを受けることができます。
- (3) BMGが無料で提供する資料などのデータを受領できます。

(受講生の義務)

第8条 受講生は次の義務を負います。

- (1) BMGの受講料その他BDSP所定の費用等を納入すること。
- (2) 受講した内容をもとに、成果創出に努めること。
- (3) 受講生の登録事項に変更が生じたときは、BDSP所定の方法により変更の手続きを行うこと。

### 第4章 受講資格の喪失

(受講申込みのキャンセル)

第9条 受講生は、BDSPが第4条の申込受領通知を送付した日から8日以内の間は、本プログラムの受講をBDSP所定の方法によりキャンセルすることができます。この場合、受講料は全額ご返金致します。但し、振込手数料は受講生負担とします。

2. 前項の定めにかかわらず、受講生が申込みを行った本プログラムの開講初日以降は、本プログラムの受講を一切キャンセルすることはできませんので、予めご了承ください。

(受講停止等)

第10条 受講生が本プログラムの受講を停止しようとするときは、事務局にE-mailにてその旨を連絡する必要があります。

2. 受講生が受講停止する際には、受講停止日までにそれまで滞納していた受講料その他の費用等を全て支払う必要があります。

3. 受講生は次のいずれかの一つに該当するときは、本プログラムの受講を終了したものとみなします。

- (1) 後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 受講生である法人または団体が解散し、または破産したとき。
- (4) 受講料をBDSP所定の納付期限から1ヶ月を超えて滞納したとき。

(除名)

第11条 BDSPは受講生が次の各号に該当するときは、当該受講生に対し事前に通知及び勧告することなく、当該受講生の資格を停止または解除することがあります。判断の理由についてのお問合せや、判断の結果についての異議は受け付けいたしかねますので、予めご了承ください。

- (1) 受講生が実在しないとき
- (2) BDSP所定の受講料が支払われないとき
- (3) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

- (4) BMG、他の受講生または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をしたとき
- (5) BMG、他の受講生または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (6) 受講生が本プログラムと同様の事業内容を業とするとき、または本プログラムの第三者への情報提供を受講登録の目的としているとき
- (7) 受講申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (8) BMG、他の受講生または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (9) 受講生が反社会的勢力等である場合または反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与があると判明したとき
- (10) 本規約に違反したとき
- (11) その他、BDSPが受講生として不相当と判断したとき

(受講生の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 受講生が第10条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、BMGに対する権利を失います。また、BDSPに対する未履行の義務及び本規約に別途定めがある場合は、継続して当該義務を負います。

## 第5章 禁止行為

(禁止行為)

第13条 受講生は、本プログラムの受講やBMGのサービス利用にあたって、理由の如何にかかわらず、以下の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) BMG、講師、サービス提供者または他の受講生の著作権その他の権利を侵害するかまたは侵害するおそれのある行為
- (2) BMG、講師、サービス提供者または他の受講生の名誉を毀損したり誹謗中傷したりする行為、およびこれらの者またはその関係者のプライバシーを侵害するかまたは侵害するおそれのある行為
- (3) 本プログラムの正常な運営を妨げる行為
- (4) BDSPの事前の承諾を得ずに、他の受講生の地位を利用して本プログラムを受講する行為
- (5) 犯罪行為、犯罪助長行為、その他、他の受講生または第三者に危害を及ぼす行為
- (6) 差別、偏見、その他の人権侵害行為
- (7) 公序良俗に反するかまたは反するおそれのある行為
- (8) BMGの会場(オンラインセミナーの場やSNSのBMGグループを含みます。以下同様)での政治活動、選挙活動、宗教活動、その他特定の思想・信条の活動
- (9) BMGの会場での営業活動
- (10) 本プログラムのシステム、ソフトウェア等に対する攻撃、修正、改変、複製、蓄積、削除等の行為(コンピュータウイルスを含むプログラムその他の有害プログラムの使用を含みます。)
- (11) その他、前各号に準じてBDSPが不相当と判断する行為

2. 前項の規定に反する行為があった場合、BDSPは受講生への本プログラムやサービスの提供の全部または一部を停止することがあります。また、前項の規定に違反した受講生の行為により、当該受講生が第三者から損害賠償その他の訴えを受けた場合、当該受講生が自らの責任と費用において解決してください。

## 第6章 情報管理

(個人情報の保護)

第14条 受講生の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)は、個人情報保護のため、全受講生がその取扱いには十分注意し、第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはなりません。

2. BDSPは、BDSPが保有する受講生の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、本規約末尾の「個人情報の取扱条項」に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

## 第7章 知的財産

### (知的財産の帰属)

第15条 BBDSPにおいて提供する講演、講義、レジュメ、手引書、マニュアル等の資料、記事、写真、イラスト、動画および音声、ソフトウェア等の一切の著作権、その他の知的財産権はBDSPならびに講師に帰属します。

### (知的財産の保護)

第16条 BDSPが作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはいけません。

BMGに関するコンテンツ、ソフトウェア、商標、ロゴマーク、およびマニュアル等に関する著作権その他の一切の知的財産権は、BDSPまたは他の権利者に帰属しています。受講生は、これらを受講生ご本人の学習のためにご利用いただけますが、その範囲を超えた利用(再利用、複製、第三者への開示、頒布、売却、譲渡、貸与等を含みます。)はしてはいけません。

## 第8章 損害賠償等

### (損害賠償)

第17条 受講生が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、それによってBDSPが損害を受けた場合、当該受講生は、BDSPが受けた損害をBDSPに賠償することとします。

### (免責)

第18条 BDSPは、受講生に提供するサービスの利用により発生した受講生の損害等に対し、BDSPの故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

## 第9章 残存条項

### (残存条項)

第19条 受講生が本プログラムの受講を停止もしくは終了した場合または資格が停止もしくは解除された場合であっても、第13条および第14条、第16条ないし前条、本条、第20条および第21条の規定は有効に存続するものとします。

## 第10章 その他

### (準拠法)

第20条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

### (合意管轄)

第21条 受講生とBDSPの間の紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

### (規定の追加)

第22条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次BDSPが定めるものとします。

## 附則

本規定は2021年1月1日から施行します。